

広島県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十七年五月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市佐伯線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市宮内字向井原三〇六八番一地从 廿日市市宮内字城ヶ谷七二九番二地先まで	一一・八〇 一三三・〇〇	九・五〇 二九・〇〇		七二〇・〇〇	五一九・三〇 拡幅